

## 会員利用規約

artience 株式会社（以下「運営会社」という）は、本施設会員のイノベーション支援を目的（以下「本目的」という）とした素材技術と発想をつなぐ、マテリアル分野に特化したグローバルイノベーションハブ「Incubation CANVAS TOKYO」の利用を提供するにあたり必要な運営上の規約について以下のとおり利用規約（以下「本規約」という）を定める。

### 第1条（適用対象）

1. 本規約は、本施設の正会員権またはスタートアップ会員権を付与されたものに適用する。
2. 前項に該当するものを総称し、以下「会員」という。

### 第2条（入会手続きおよびメンバー登録）

1. 会員は、Incubation CANVAS TOKYO 施設利用申込書を運営会社へ提出するものとする。
2. 会員は、メンバー登録書を運営会社へ提出するものとする。
3. 前項登録書の内容に変更があった場合には、運営会社に対し、運営会社所定の方法により、速やかにその旨を届け出るものとする。

### 第3条（本施設について）

本施設は、東京都中央区京橋 2 丁目 2 - 1 京橋エドグラン（以下「本ビル」という）内 29 階のコワーキングスペース、セミナールームをいう。

### 第4条（会費および入会手数料）

1. 会員ごとの会費および入会手数料（以下総称して「利用料金」という）は、原則として次の表のとおりとする（利用期間が暦月で1か月に満たない場合も1か月分の月会費が発生する）。なお、入会人数に応じた割引については、別途運営会社からの案内によるものとする。

	正会員	スタートアップ会員
月会費	40,000 円（税別）	10,000 円（税別）
入会手数料	10,000 円（税別）	10,000 円（税別）

2. 運営会社は、毎月末日締めで会員に対して請求書を発行する。会員は、当月分を前月 26 日までに運営会社の指定する銀行口座に振り込む方法または口座振替により支払う。入会手数料は、月会費の初回支払いと同時になされるものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。なお、一旦支払われた利用料金は、本規約または法令に定めがある場合を除いて、返金されないものとする。
3. 運営会社は、以下の手続きに基づき、本施設の利用料金を改定することができるものとする

る。

- (1) 本施設の利用料金を改定する場合には、改定日の3か月前までに運営会社から会員に対して、改定後の利用料金及び改定日を通知する。
- (2) 会員は、前号に基づき通知を受けた改定日までに、運営会社の指定する方法により、当該利用料金の改定に応諾又は拒絶する旨の意思表示を行うものとする。改定日までに会員からかかる意思表示が行われなかった場合には、当該会員は、当該利用料金の改定に応諾したものとみなし、改定日以降は、改定後の利用料金が適用されるものとする。
- (3) 会員が、前号に基づき利用料金の改定を拒絶する旨の意思表示を行った場合には、改定日の前日をもって本利用契約は終了するものとする。

#### 第5条（セキュリティカード）

1. 運営会社は、会員にセキュリティカードおよび会員証（以下「セキュリティカード等」と総称する。また、ストラップ等の付属品を含む。以下同じ）を発行し、会員にこれを貸与する。初回のセキュリティカード等の発行手数料は無料とする。
2. 会員は、セキュリティカード等について以下に定める行為を行ってはならない。
  - (1) 会員以外の第三者に貸与（一時的または短時間の貸与を含む）、譲渡および担保に供する等、セキュリティカード等の占有を会員以外の第三者（他の会員も含む）に移転すること
  - (2) 複製すること
  - (3) 偽造、改造、変造すること
3. 会員は、セキュリティカード等を紛失（盗難を含む。以下同じ）または破損しないように細心の注意を尽くすものとし、万が一紛失または破損した場合は、直ちに運営会社に連絡するものとする。
4. 会員は、セキュリティカード等の紛失または破損等によりセキュリティカード等の再発行を受ける場合、再発行費用として2,000円（税抜）を支払うものとする。
5. 会員は、以下に掲げる場合は、直ちにセキュリティカード等を運営会社に返却しなければならない。
  - (1) 退会または除名されたとき
  - (2) 有効期間が満了し、更新しないとき
  - (3) 運営会社が本施設の運営を終了したとき
  - (4) 会員が前二項に基づきセキュリティカード等の再発行を受けた場合であって、再発行後に、従前のセキュリティカード等を発見したとき（なお、この場合には、従前のセキュリティカード等を返却するものとする）
  - (5) その他合理的な理由に基づき運営会社が返却を求めたとき
6. 会員は、前項の各号に定める場合においてセキュリティカード等を返却しない場合、当

該未返却につき 1 件あたり 3,000 円（税別）を支払うものとする。

#### 第 6 条（本施設への入退室方法）

1. 本施設への入退室の管理は、本施設のレセプションに設置された認証装置にセキュリテイカード等をかざす方法によって行う。
2. 入退室時には、必ず入退室の手続を行わなければならない。
3. 本施設内に滞在する間は、会員証を常に運営会社の貸与するストラップを用いて首にかけて携帯し、本施設の運営スタッフ（運営会社または運営会社から本施設に関する業務を受託した事業者の従業員をいう）から求められた場合には、これを提示するものとする。
4. 本施設における在館情報は入退室管理システムを通じて、運営会社が取得し、本施設の運営スタッフに対して共有されるものとする。

#### 第 7 条（レセプション）

本施設のレセプションサービスの営業時間、緊急連絡先その他詳細情報は、運営会社が別途定める施設利用のご案内（施設利用案内）のとおりとする。

#### 第 8 条（本施設の営業時間）

1. 本施設のコワーキングスペースの営業日および営業時間は土曜、日曜および祝日を除く平日の 9 時から 18 時までとする。本施設のセミナールームの営業時間はイベント開催時に限り、本ビルの全館休館日を除く 9 時から 21 時までとする。ただし、運営会社は、本ビルの停電その他本施設の管理上必要がある場合、本施設を利用する必要がある場合その他合理的な必要性がある場合には、特別の休業日の設定または営業時間の短縮をすることがある。
2. 本施設の休業日は、原則としてメンバーサイトにより事前に通知される。ただし、緊急を要する場合等、やむを得ない場合にはこの限りではない。

#### 第 9 条（利用可能エリア）

1. 利用可能エリアは、本ビル 29 階のコワーキングスペースおよびセミナールームをいう。
2. 会員は、前項のエリアに加え、本ビル 30 階の食堂、ショップ、本ビル 29 階のトイレ、給湯室を利用することができる。

#### 第 10 条（食堂）

1. 食堂は、本ビル 30 階の運営会社社員食堂「キッチンリオン」をいう。
2. 営業時間は、土曜、日曜および祝日を除く平日の 11 時半から 13 時までとする。
3. 飲食代の支払いは、30 階に設置されているプリペイドカード発行機にて購入したプリ

ペイドカードのみにより行えるものとする。

#### 第 11 条 (標準サービス)

会員は、以下のサービス（以下「標準サービス」という）を利用することができる。

- (2) コワーキングスペースの利用
- (3) セミナールームの利用（要申込。詳細は、セミナールーム利用規約に記載）
- (4) 会員向けイベントへの参加
- (5) ラーニングプログラムの利用

#### 第 12 条 (附帯サービス)

会員は、前条に定める標準サービスに加え、以下のサービスを利用することができる。

- (1) メンバーサイトの利用
- (2) 有線 LAN・Wi-Fi

有線 LAN は運営会社指定の場所かつイベント主催者に限り使用できる。

- (3) フリードリンク

1 名につき、1 日 2 杯までコーヒーを提供。

- (4) 社名掲出

会員は、運営会社所定の書式にて申込みを行うことにより、運営会社が認める範囲で、本施設内に会社名等を表示することができる。

- (5) 技術・製品展示棚の利用

会員は、運営会社所定の書式にて申込みを行うことにより、運営会社が認める範囲で、本施設内に設置されている展示棚に技術や製品を 1 名につき 1 区画展示することができる。

- (6) 宅配物対応

- ① イベント開催時に限り、イベント主催者および関係者の宅配物をレセプションにて受取り・預かり・発送（詳細はレセプションにて確認）

- ② 以下の配達物に関しては、宅配物対応外とする。

・なまもの、こわれもの、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む）、生き物、危険物（銃器、刀剣類など法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品・飲食物・湿気・臭気を発する物品、その他不潔な物品・冷蔵・冷凍品、その他運営会社が不相当と判断したもの

#### 第 13 条 (オプションサービス)

会員は、前二条に定めるサービスに加え、以下のサービスを有料で利用することができる。

- (1) セミナールームの追加利用（詳細は、セミナールーム利用規約に記載。）

(2) ゲストの施設利用（詳細は、ゲスト利用規約に記載。）

(3) ロッカー

会員は、運営会社所定の書式にて申込みを行うことにより、1台につき1か月2,000円（税別）でロッカーを利用することができる。

#### 第14条（情報の取り扱い）

1. 会員は、本施設の利用に関して知り得た一切の情報を、法律上または関係諸官庁により要求された場合を除き、運営会社および関連する相手方の同意を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 会員は、本施設の利用に関して知り得た一切の情報について、本目的に限って利用するものとし、会員の所属する組織の役職員以外の者に対しては、本目的に合理的に必要な範囲に限り開示できるものとする。
3. 前二項の定めに反し、会員が、運営会社、パートナー、他の会員、本施設の運営スタッフ、その他第三者に対して損害を与えた場合、当該違反により生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとする。
4. 前各項は、本施設の利用の終了後も、なお、その効力を有するものとする。

#### 第15条（立入権）

運営会社またはその指定する者は、定期的な本施設の利用状況の確認、および本施設の保全・衛生・防犯等、本施設の管理上の処置を講ずるために本施設内のすべてのスペースに自由に立ち入ることができるものとします。

#### 第16条（緊急時の避難）

地震や火災の発生等、緊急時の避難は、運営会社並びに運営スタッフの指示に従って行うものとする。

#### 第17条（本施設の変更、廃止）

1. 運営会社は、その裁量により、本施設の全部または一部を変更または廃止することができるものとする。
2. 前項に基づき本施設の全部または一部を変更または廃止する場合には、メンバーサイトおよびメール等により、通知するものとする。

#### 第18条（運営会社からの連絡事項）

本施設において運営会社またはその指定する者が開催するイベントの案内および本施設内の一部スペースの貸切情報等、運営会社からの連絡事項については、原則としてメンバーサイトを通じて行うこととする。ただし、重要事項等については、個別に書面で通知を行うも

のとする。

#### 第 19 条（有効期間）

会員権は、第 2 条第 1 項の申込書提出より 1 年間有効とする。ただし、有効期間満了日までの間に会員の退会その他本規約に定める事由により終了しない場合または当事者のいずれが本施設の利用の終了を 3 か月前に通知しない場合、本規約は、有効期間満了日の翌日を始期として更に 1 年間同一条件にて自動更新されるものとし、以後同様とする。

#### 第 20 条（退会）

会員は、退会（会員として本施設の利用の終了を意味し、以下同じ）又は登録メンバーの削除を伴う本施設の利用に関する変更をしようとする場合は、運営会社に対して運営会社所定の書式によりその旨を通知しなければならず、書面による別段の合意がない限り、通知日の属する月の翌月末日をもって退会又は登録メンバーの削除を伴う本施設の利用に関する変更をすることができる。ただし、通知日の翌月末日までの利用料金並びに退会申込日までの本施設利用により発生する付随費用（オプションサービス利用料を含む）を支払った場合には、即時退会をすることができる。

#### 第 21 条（除名）

運営会社は、次のいずれか一つに該当する行為または事実があった場合には、その任意の裁量により、事前の催告なく、会員への書面による通知をもって当該会員について、除名することができるものとする。

- (1) 会員による利用方法が本目的を逸脱し、若しくは本施設の品位を損なった場合、またはそのおそれがあると認められた場合
- (2) 第 4 条に定める利用料金の支払いがなされない場合
- (3) 本規約に違反し、または違反するおそれがある場合
- (4) 本施設の他の利用者の迷惑となる行為をした場合
- (5) 本施設の他の利用者から得た情報を不正に利用した場合
- (6) 本施設（本施設内の設備・備品を含む）を故意に毀損若しくは損傷し、またはそのおそれがあると認められた場合
- (7) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
- (8) 解散した場合
- (9) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立その他の倒産手続開始申立または手形不渡り等により、経済的信用を失った場合
- (10) 運営会社からの連絡に対して半年以上にわたって応答がない場合
- (11) 運営会社に対して以下の行為を行った場合
  - ① 虚偽の事実を告げる行為

- ② 粗野若しくは乱暴な言動を行い、または運営会社に迷惑をかけるような方法により訪問若しくは連絡を行う行為
  - ③ 暴行、脅迫、恐喝その他違法な行為
  - ④ 運営会社に対する不当な要求（存在しない債務に関する要求を含む）
- (12) 運営会社との信頼関係が損なわれた場合
- (13) その他、運営会社が合理的に会員への不適格性を認める場合

#### 第 22 条（退去）

退会、除名等により、会員として本施設の利用が終了した場合には、会員は、次の各号の定めに従って、本施設を退去するものとする。

- (1) 本施設の利用の終了日までに、本施設にある物品一切（運営会社およびその関係者が所有、管理するものを除く）を、自己の費用をもって撤去する。
- (2) 本施設からの退去に際し、その名目如何を問わず、一切の請求を運営会社に対して行わないものとする。
- (3) 本施設の利用の終了と同時に本施設を退去しない場合、会員は、運営会社に対し、本施設の利用の終了日の翌日から退去完了に至るまでの期間に対応する利用料金および本施設利用により発生する付随費用の相当額の倍額の違約金を支払うものとし、また、当該退去の遅延により運営会社が被った損害を賠償しなければならない。
- (4) 会員が義務を果たさず、本施設に置き去った物品がある場合は、これらの物品の所有権を放棄したものとみなし、運営会社はこれらを任意に処分することができるものとする。この場合、運営会社は会員に対して処分に要した費用を請求できるものとする。

#### 第 23 条（損害賠償）

- 1. 会員の故意または過失により、本施設（什器、備品および諸設備を含む）および利用可能エリアを毀損した場合、または運営会社に損害を与えた場合には、当該会員は、直ちにその旨を運営会社に通知し、運営会社に対し、これによって生じた運営会社の一切の損害（合理的な範囲の弁護士報酬および費用を含む。以下同じ）を賠償しなければならない。
- 2. 会員は、本規約上の義務の違反に起因または関連して、運営会社に損害を与えた場合には、運営会社に対し、これによって生じた運営会社の一切の損害を賠償しなければならない。
- 3. 会員または会員の関係者等が、パートナー、他の会員、本施設の運営スタッフその他第三者の身体または財産に損害を与えた場合、当該会員は、直ちにその旨を運営会社に通知するとともに、自己の責任および費用で一切の紛争を解決するものとし、運営会社に何ら責任を負担させないものとする。
- 4. 前項の場合において、運営会社は何らかの費用を負担した場合、会員は、運営会社に対

して、直ちに当該費用およびこれに対する運営会社が当該費用を支払った日の翌日から当該会員による当該費用の支払済みまでの遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 24 条（免責事項）

運営会社は、次の各号に定める事由により会員が被った損害について何ら責任を負わない。

- (1) 地震、落雷若しくは洪水等の天変地異または労働争議、サイバー攻撃その他の不可抗力により発生した損害
- (2) 運営会社の過失によらない火災・設備の故障に起因して生じた損害
- (3) 本ビルの停電その他本施設の管理上の必要性等、本施設の利用ができないことにより生じた不都合および損害
- (4) 電気、水道、および通信設備の供給制限または停止に起因して生じた損害
- (5) 本施設内の LAN 回線の利用に起因して生じた損害
- (6) 本施設内における紛失、盗難により生じた損害
- (7) 本施設内のコワーキングスペースの座席の確保およびセミナールームの利用ができないことにより生じた不都合および損害
- (8) 前各号のほか、運営会社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害

#### 第 25 条（禁止事項）

1. 以下の各号に掲げる事項は、禁止する。

- (1) 本施設の利用（メンバーサイトの利用を含む。以下同じ）に関して知り得た一切の情報を、本目的を逸脱して使用し、または盗用その他不正利用すること
- (2) 本施設の利用に関して知り得た一切の情報を第三者に開示・漏洩すること（ただし、会員が、所属する組織の役職員に対し、本目的に必要な範囲で開示する場合を除く）
- (3) 理由の如何を問わず、本施設を第三者に占有利用させること
- (4) 入場権限のない第三者を本施設に入場させる行為
- (5) 本施設を居住または宿泊の用途で使用すること
- (6) 本施設の名称および/または住所を自己の本店住所または支店所在地として使用すること
- (7) 運営会社によって定められた場所以外で飲食または喫煙すること
- (8) 本施設内に火災や爆発、漏電等を発生させるおそれのある物品その他危険物または不潔若しくは臭気のある物品を持ち込むこと
- (9) 本ビルまたは本施設内に動物（鳥類・魚類・昆虫類を含む）を持ち込みまたは飼育すること
- (10) 本施設において、運営会社の許可なく撮影を行うこと、並びに本施設のその他の場所において、在館者その他の第三者の事業情報が写り込む撮影など、迷惑行為となるような撮影を行うこと

- (11) 運営会社の許可を得ずに、本施設の名称を使用し、または名刺、WEB サイト、印刷物等に本施設の所在地を記載すること
  - (12) 本施設の所在地を、懸賞応募の送付先またはアンケート等の返信先として利用すること
  - (13) 自らが使用しない時間帯にコワーキングスペースまたはセミナールームの座席等を不当に占有、確保して、他の利用者の使用を妨げること
  - (14) 酒気を帯びた状態で本施設を利用すること
  - (15) 本施設または本ビルを損壊または汚損等すること、並びにそのおそれのある行為を行うこと
  - (16) 本施設内に、物品、ごみ等を放置し、また、運営会社の承諾を得ることなく備品等を設置すること
  - (17) 本施設および本ビル内の設備、器具および備品等を本施設および本ビルの外へ持ち出すこと
  - (18) 本施設以外の本ビル内の専有部、設備関係諸室等へ無断で立ち入ること
  - (19) 本施設内で、調理およびそれに類する行為を行うこと
  - (20) 法令および公序良俗に反する行為、並びにそのおそれのある行為を行うこと
  - (21) 前号までのほか、運営会社、パートナー、他の会員、本施設の運営スタッフ、その他第三者に対して迷惑または危険を及ぼす行為、並びにそのおそれのある行為を行うこと
  - (22) 本施設内の秩序を乱す行為、およびそのおそれのある行為を行うこと
  - (23) その他運営会社が不適切と判断した行為を行うこと
2. 会員は、前項各号に該当する事態が生じた際には、運営会社に速やかに報告するものとする。

#### 第 26 条（反社会的勢力等の排除）

1. 運営会社および会員は、自己またはその所属する組織の役職員が、反社会的勢力（次項に定める意味を有する）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する）および次の各号のいずれかに該当する者を総称する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」に係る犯罪（以下「犯罪」という）に該当する罪を犯した者であること。
3. 運営会社および会員は、自己またはその所属する組織の役職員が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い運営会社の信用を棄損し、または運営会社の業務を妨害する行為
  - (5) 犯罪に該当する罪に該当する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
4. 運営会社は、会員またはその所属する組織の役職員が、反社会的勢力に該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの通知を要することなく、会員を除名し、本施設の利用を停止することができる。
5. 本条の規定により除名された場合、または本施設の利用が停止された場合には、かかる処分を受けた会員は、当該処分により生じる損害について、運営会社に対し、一切の請求を行うことができないものとする。

#### 第 27 条（運営会社による個人情報の取扱いに関して）

その他、会員へは、本施設の利用にあたり、別途運営会社の定める「情報の取扱い等に関する規程」が適用されるものとする。

#### 第 28 条（本規約の変更）

1. 運営会社は、その裁量により、次の各号の場合に本規約の全部または一部を変更することができるものとする。
  - (1) 本規約の変更が、会員の一般的な利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、会員の本施設の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項に基づき本規約の全部または一部を変更する場合には、メンバーサイトおよびメールにより、事前に通知するものとする。

第 29 条 (準拠法、管轄)

1. 本規約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本規約および本施設の利用に関して運営会社とパートナーとの間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(2026 年 1 月 1 日)